

平成27年7月

鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会会議録

平成27年7月2日 開会

平成27年7月2日 閉会

鈴鹿亀山地区広域連合議会

## 鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会会議録

平成27年7月2日鈴鹿市議会第1委員会室において鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会を開く。

### 1 出席議員

1 番 明石 孝利	2 番 永戸 孝之
3 番 平畑 武	4 番 今岡 翔平
5 番 池上 茂樹	6 番 中崎 孝彦
7 番 森 喜代造	8 番 豊田 恵理
9 番 板倉 操	10 番 石田 秀三
11 番 福沢 美由紀	12 番 大西 克美

### 1 欠席議員

なし

### 1 出席者の職氏名

広域連合長	末松 則子
副広域連合長	櫻井 義之
事務局長	佐藤 隆一
総務課長	辻村 俊孝
介護保険課長	北川 晴英
総務課副参事	江藤 大輔
総務課主幹兼 鈴鹿亀山消費生活センター所長	中川 勝規
介護保険課主幹兼管理グループリーダー	平田 千尋
介護保険課主幹兼認定グループリーダー	草川 正富
介護保険課主幹兼給付グループリーダー	伊藤 貴子

### 1 議会書記

総務課主幹	岡村 智子
総務課主査	岡野 辰徳

---

## 1 会議の事件

日程 第1 議席の指定

日程 第2 会議録署名議員の指名について

日程 第3 会期の決定について

日程 第4 諸般の報告

日程 第5 議長の選挙

日程 第6 議案第 8号 平成27年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正  
予算（第1号）

議案第 9号 平成27年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業  
特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正に  
ついて

議案第11号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意  
について

議案第12号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意  
について

議案第13号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意  
について

日程 第7 議案第14号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意につい  
て

日程 第8 鈴鹿亀山地区広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙につ  
い  
て

---

## 午前 10 時 00 分 開会

### ○ 副議長（中崎孝彦 議員）

それでは、皆さんお揃いのようなので、皆さん、おはようございます。本日は、御苦勞様でございます。

ただいま、議長が不在でございますので、私、中崎が議長の職務を行います。

会議に入ります前に、皆様に御報告申し上げます。先日、鈴鹿市におきまして任期満了に伴う市議選が行われました。その後、鈴鹿市議会におきまして、新たに広域連合議会議員として 8 名の議員を選出していただいておりますので御紹介申し上げます。

鈴鹿市から選出されました方は、明石孝利議員、永戸孝之議員、平畑武議員、池上茂樹議員、森喜代造議員、板倉操議員、石田秀三議員、大西克美議員でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

それでは、今回選出された議員がおられますので、全議員から自己紹介をお願いしたいと思います。議席番号順に、明石孝利議員から順番によろしく御願ひ申し上げます。

### （全議員 自己紹介）

### ○ 副議長（中崎孝彦 議員）

ありがとうございました。続きまして、理事者側からも自己紹介をお願いしたいと思います。広域連合長から順によろしく御願ひを申し上げます。

### （理事者 自己紹介）

### ○ 副議長（中崎孝彦 議員）

ありがとうございました。それでは、ただいまから平成 27 年 7 月鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますことを、報告を申し上げます。

本日の議事日程は、過日、送付いたしましたとおりでございますので、御了承をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。まず、日程第1、議席の指定を行います。議員の議席は、ただいま着席の議席といたします。

続きまして、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第35条の規定により平畑武議員、板倉操議員を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○ 副議長 (中崎孝彦 議員)

御異議のないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、諸般の報告をいたします。本日の議案説明員の職氏名を一覧表にして、お手元に配布しておりますので、御了承を願います。次に、例月出納検査の結果を、お手元に配布しておりますので、御了承お願いを申し上げます。

次に、日程第5、議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○ 副議長 (中崎孝彦 議員)

御異議ないものと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○ 副議長 (中崎孝彦 議員)

御異議ないものと認めます。したがって、副議長において指名すること

に決定いたしました。議長に、大西克美議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、副議長において指名しました、大西克美議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○ 副議長 (中崎孝彦 議員)

御異議ないものと認めます。したがって、ただいま指名しました大西克美議員が議長に当選されましたので、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、当選の告知を行います。これをもちまして、議長と交代をいたします。御協力誠にありがとうございました。

【 大西克美議員 議長席に着く 】

○ 議長 (大西克美 議員)

改めまして、おはようございます。議長の大役を仰せつかりましたけど、1 年間の任期でございますので、精一杯頑張って、皆様方と協力して、慎重審議をやっていきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

議案に入る前に、ここで休憩をさせていただきたいと思えます。暫時休憩で、再開は、25 分からということにさせていただきますので、よろしくお願いたします。

午前 10 時 11 分 休 憩

午前 10 時 25 分 再 開

○ 議長 (大西克美 議員)

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程により議事を継続いたします。

次に、日程第 6，議案第 8 号 平成 27 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算 (第 1 号) から議案第 13 号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選

任同意についてまでを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 議長（大西克美 議員）

広域連合長。

○ 広域連合長（末松則子 君）

本日は、鈴鹿亀山地区広域連合議会 7 月臨時会をお願いをいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

去る 5 月 1 日、広域連合規約第 12 条第 1 項の規定に基づく選挙により、広域連合長に選出をされました末松則子です。改めまして、どうぞよろしくをお願いいたします。新たな気持ちをもって邁進をいたしてまいりますので、何とぞよろしく御指導賜りますことをお願いいたします。

本日は、広域連合長就任後の、初めての広域連合議会でございますので、一言、所信の一端を述べさせていただきたいと存じます。

本広域連合では、平成 11 年の設立以来、鈴鹿亀山圏域における介護保険と消費者行政を中心に事業を実施してまいりました。

平成 12 年に制度が始まった介護保険制度も既に 15 年の歳月が経ち、要介護認定者や介護サービス利用者の増加に見られますように、圏域住民の老後の安心を支える制度として、浸透してまいりました。

この間、高齢者人口は増加の一途をたどり、これまで比較的若い人が多いとされてきた本圏域においても超高齢社会は、身近なものとなりつつあります。

今後も高齢者人口は確実に増加をし、それに伴い、医療や介護の需要は急速に高まることが予想されますが、一方で高齢者を支える就労世代の人口は減少傾向にあることから、介護保険制度の維持が難しくなることが危惧をされております。

介護保険制度も新たな局面を迎えようとする中、地域包括ケアシステムの構築、予防給付の新たな総合事業への移行など、国も大幅な制度改革を行っております。

今年度からスタートいたしました鈴鹿亀山地区広域連合第 6 期介護保険事業計画は、その制度改革に対応する指標として策定をいたしました。

今後は、圏域住民の皆様、医療介護福祉関係の皆様、一層の御理解と御協力をいただきながら力を合わせて取り組み、計画の推進に努めてまいりたいと



考えております。

一方、消費者行政におきましては、本広域連合が設置運営をする鈴鹿亀山消費生活センターを中心に関係市、関係機関との連携を図りながら消費生活相談や地域での啓発活動を将来にわたり積極的に展開をしております。

今後、住民ニーズの多様化やますます厳しくなる財政状況などに対応するため、効率的かつ効果的な行政サービスの提供に努め、各種事業の着実な遂行を図り、圏域住民の皆様の期待に応えられるよう精一杯努力をしておりますので、御理解、御支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、本臨時会に提出をいたしました議案について、御説明を申し上げます。

なお、予算関係につきましては、概略を私の方から御説明をさせていただき、詳細につきましては、総務課長が御説明をいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、議案第8号 平成27年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）について説明をいたします。補正予算書1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ2,551万1,000円を追加し、補正後の総額を1億2,195万1,000円にしようとするものでございます。

補正の内容は介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料の軽減強化を行うための国、県、市からの負担金を一般会計での歳入とし、介護保険事業特別会計へ繰り出すことに伴う増額でございます。

続きまして、議案第9号 平成27年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。補正予算書15ページを御覧ください。

内容につきましては、先ほど、議案第8号で御説明を申し上げました一般会計で歳入とした低所得者の保険料の軽減強化に伴う国、県、市からの負担金を介護保険事業特別会計へ繰り入れ、保険料の減額分を補填するものでございます。

次に、議案第10号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正について、御説明をいたします。議案書の1ページを御覧ください。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者のうち第1段階に該当する方の保険料の年額を現行の3万4,140円から3万730円に改定しようとするものでございます。保険料の差額については公費負担となり、議案第8号及び議案第9号で御説明を申し上げました補正予算を伴うものでございます。

続きまして、議案第 11 号から議案第 13 号について御説明を申し上げます。議案書の 3 ページから御覧ください。いずれの議案につきましても鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意について、でございます。

本広域連合の公平委員の任期が本年 7 月 4 日をもちまして、任期満了となりますので、鈴木良一氏、庄山哲也氏、峯裕氏にお願いしようとするものでございます。3 名の方は、いずれの方も、人事行政に優れた識見を有し、人格も高潔であり、公平委員会委員として適任と存じますので、御同意いただけますようお願いを申し上げます。

以上、議案第 8 号から議案第 13 号までの御説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いを申し上げます。

○ 議長（大西克美 議員）

総務課長。

○ 総務課長（辻村俊孝 君）

それでは、議案第 8 号 平成 27 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第 1 号）及び議案第 9 号 平成 27 年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について補足説明を申し上げます。

まず、今回の補正につきましては、先ほどの提案説明のとおり、介護保険法施行令の改正に伴い、低所得者の保険料軽減を図るため、第 1 号被保険者のうち、第 1 段階保険料年額について軽減が行われますことから、保険料収入の減額分を、公費負担として、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、広域連合が残りの 4 分の 1 を負担するものでございます。このことから、国、県、また、鈴鹿、亀山、両市からの負担金を一般会計で受け入れ、全額、介護保険事業特別会計へ繰り出し、第 1 段階保険料減額分を公費負担分として充てるものでございます。

恐れ入りますが、予算に関する議案書の 10 ページ、11 ページをお開き願います。まず、議案第 8 号 平成 27 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第 1 号）、歳入でございますが、第 1 款分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 1 目市負担金 637 万 9,000 円の増額は、第 1 段階保険料収入の減額に伴う、鈴鹿、亀山、両市からの公費負担分でございます。

第 2 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目民生費国庫負担金 1,275 万 5,000 円の増額は、同じく、第 1 段階保険料収入の減額に伴う、国の公費負担分でございます。

次に、第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費負担金 637万7,000円の増額は、同じく、第1段階保険料収入の減額に伴う、県の公費負担分でございます。

なお、予算科目に新たに第2款国庫支出金を設けましたことから、当初予算説明時における第2款県支出金を第3款にと、以降におきましても1款ずつ繰り下げております。

めくっていただきまして、12、13ページを御覧ください。歳出についてでございますが、第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目介護保険費 2,551万1,000円の増額は、歳入で御説明申し上げました、保険料収入の減額に伴う公費負担分として国、県、両市からの負担金を、全額、介護保険事業特別会計へ繰り出しを行うものでございます。

以上が、議案第8号 平成27年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算(第1号)の補足説明でございます。

次に、議案第9号 平成27年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、議案書の補正予算に関する説明書20ページ、21ページをお開き願います。

歳入でございますが、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料 2,551万1,000円の減額につきましては、低所得者の保険料軽減に伴い、第1段階保険料の現年度分の特別徴収及び普通徴収それぞれより、公費負担分を減額するものでございます。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目低所得者保険料軽減事業繰入金 2,551万1,000円につきましては、第1段階保険料の減額分を公費負担分として一般会計から繰入れを行うものでございます。なお、歳出における補正はございません。

以上が、議案第9号 平成27年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（大西克美 議員）

説明は終わりました。これより質疑に入ります。

議案質疑に当たりましては、一問一答方式で、質疑時間は、答弁を含め30分以内ですので、厳守していただきますようお願いいたします。

なお、議案質疑でございますので、質疑に当たっては自己の意見を述べるこ

となく、また、質疑の範囲が議題外にわたることのないよう、特にお願いをしておきます。

それでは、事前に通告をいただいている方はおられません、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○ 議長（大西克美 議員）

福沢議員。

○ 福沢 美由紀 議員

お願いします。補正予算についてなのですけれども、今回のこの軽減措置によって影響の出てくる人数を、鈴鹿、亀山、それぞれ、どれくらいとかわかりますかね。全体ですか。お聞かせください。

○ 議長（大西克美 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

はい。御質問いただきました影響の出る人数をお答え申し上げます。

第1段階の方、何名おられるかということですが、7,481名でございます。こちらが27年度の数でございます。以上でございます。

○ 議長（大西克美 議員）

福沢議員。

○ 福沢美由紀 議員

ありがとうございます。

そうしますと、この徴収については、こうやって途中でこういうことになったのですけれども、例年と、それはもう、直接徴収の方、普通徴収の方ばかりですか。

○ 議長（大西克美 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

普通徴収だけということではございません。特徴も。1段階の方は、全て減額が掛かるということでございます。

○ 議長（大西克美 議員）

福沢議員。

○ 福沢美由紀 議員

この差額について、いつもと違う納め方とかになるのですか。そういう方は。

○ 議長（大西克美 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

要は第1段階の金額が、現在は1年間で3万4,140円お支払くださいというかたちで、御案内しております。それが、この減額制度を導入したことによって、3万730円で年間済むわけです。つまり、3,410円減額されます。お一人当たり。ですから、本人さんから払っていただくのは、金額を本算定で改定をいたしまして、減額側のお金を払っていただきます。で、その下げた額を、いわゆる、国と県と市で公費で投入して埋めていただくというふうな仕組みでございます。

○ 議長（大西克美 議員）

福沢議員。

○ 福沢美由紀 議員

下がるのですから、かまわないのですけども、広域住民の方から、いつもと違うわというようなことが言われるとか、そういうことではないのですね。

○ 議長（大西克美 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

はい。今回は、第6期の初年度ということでございまして、前年度、第5期の最終である26年度とは、金額が変わります。そういうこともありまして、今回は、いずれにしてもどの段階の方も金額が変わることになります。ですから、新しい保険料の額になったんだという御理解をいただくと。その中で特に第1段階の方は、最初計画で決めた金額よりもまだ下がっているということで御通知をさせていただくということで御理解いただくというかたちになります。以上です。

○ 議長（大西克美 議員）

福沢議員。

○ 福沢美由紀 議員

すみません、細かいことを。

徴収のことを丁寧に聞いたことがなかったものですから。そうしますと未だ一度も今年度分はお支払いになっていないということですか。

○ 議長（大西克美 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

27年度の介護保険料の御案内は、もう既にさせていただいてあります。それは、介護保険の場合は仮算定、本算定という2段階の御案内をする仕組みになっておりますが、とりあえず仮算定で行っているわけで、本算定は8月に御案内をさせていただきます。その8月の本算定で今年度1年間の金額はいくらですという通知をさせていただきます。これは、させていただくのが、鈴鹿市の方であれば、鈴鹿市の長寿社会課が発行する部署でございまして。それから、亀山市の場合は、保険年金室が発行する部署でございまして。そちらで御案内をさせていただきます。それで初めて今年の1年間の金額はいくらということを御理解いただくというかたちになっております。以上です。

○ 議長（大西克美 議員）

よろしいですか。

ほかにございせんか。よろしいですか。

なさそうでございますので、これにて、質疑を終わります。

これより討論に入りますけども、討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

○ 議長 (大西克美 議員)

討論なしと認めます。これより、採決をいたします。まず、議案第8号 平成27年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

○ 議長 (大西克美 議員)

ありがとうございます。

挙手全員でございます。したがって、議案第8号 平成27年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成27年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

○ 議長 (大西克美 議員)

ありがとうございます。

挙手全員でございます。したがって、議案第9号 平成27年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正について、を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

○ 議長（大西克美 議員）

ありがとうございます。

挙手全員でございます。したがいまして、議案第 10 号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意について、これに同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

○ 議長（大西克美 議員）

ありがとうございます。

挙手全員でございます。したがいまして、議案第 11 号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意について、は同意することに決定いたしました。

次に、議案第 12 号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意について、これに同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

○ 議長（大西克美 議員）

ありがとうございます。

挙手全員でございます。したがいまして、議案第 12 号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意について、は同意することに決定をいたしました。

次に、議案第 13 号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意について、これに同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

○ 議長（大西克美 議員）

ありがとうございます。

挙手全員でございます。したがいまして、議案第 13 号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意について、は同意することに決定をいたしました。

次に日程第 7 に入ります。しばらくお待ちください。



【 板倉操議員 退室 】

○ 議長（大西克美 議員）

日程第7, 議案第14号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意について、を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○ 広域連合長（末松則子 君）

はい。それでは、議案第14号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意について、御説明を申し上げます。議案書の6ページを御覧ください。

今回、議員のうちから選任をいたします監査委員が、議員の任期満了に伴い、欠員となっておりますので、次期監査委員を板倉操議員にお願いをいたしたく、その選任について御同意を賜りたいと存じます。

御承知のように、板倉操議員は、広い視野と豊富な知識・経験をお持ちになり、監査委員として適切な助言をいただけるものと存じますので、御審議を賜り、御同意をいただけますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○ 議長（大西克美 議員）

議案第14号の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「質疑なし」の声）

○ 議長（大西克美 議員）

質疑なしですね。質疑ないものと認めます。これより討論に入ります。討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「討論なし」の声）

○ 議長（大西克美 議員）

別段討論もございませんので、これより採決いたします。

議案第14号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意について、これに同意することに賛成する方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

○ 議長 (大西克美 議員)

ありがとうございます。

挙手全員でございます。したがいまして、議案第 14 号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意について、は同意することに決定をいたしました。

【 板倉操議員 入室 】

○ 議長 (大西克美 議員)

それでは次に日程第 8，鈴鹿亀山地区広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、を議題といたします。選挙管理委員会委員及び補充員につきましては、来る 7 月 4 日で 4 年の任期満了を迎えますことから、選挙を行うものでございます。

まず、選挙の方法について、お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○ 議長 (大西克美 議員)

御異議ないものと認めます。したがいまして、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○ 議長 (大西克美 議員)

御異議ないものと認めます。したがいまして、議長において指名することに決定いたしました。鈴鹿亀山地区広域連合選挙管理委員会委員に、お手元に配布いたしました名簿のとおり、清水修氏、高田義幸氏、中井佳代子氏、今井正

昭氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました4名の方を鈴鹿亀山地区広域連合選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○ 議長 (大西克美 議員)

御異議ないものと認めます。したがいまして、ただいま指名いたしました、清水修氏、高田義幸氏、中井佳代子氏、今井正昭氏の4名が、鈴鹿亀山地区広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。当選されました4名の方に対して、会議規則第18条第2項の規定により、後日、文書にて当選の告知をいたします。

続きまして、鈴鹿亀山地区広域連合選挙管理委員会補充員としてお手元に配布いたしました名簿のとおり、1番川合輝尚氏、2番川北五鈴氏、3番武野和美氏、4番磯部和生氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました4名の方を鈴鹿亀山地区広域連合選挙管理委員会補充員の当選人と定め、委員に欠員が生じた場合の補充は、先ほど指名いたしました順序によることにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○ 議長 (大西克美 議員)

御異議ないものと認めます。したがいまして、ただいま指名いたしました、1番川合輝尚氏、2番川北五鈴氏、3番武野和美氏、4番磯部和生氏の4名が、鈴鹿亀山地区広域連合選挙管理委員会補充員に当選されました。また、補充の順序は、ただいま議長において指名しました順序に決定いたします。当選されました4名の方に対して、会議規則第18条第2項の規定により、後日、文書により当選の告知をさせていただきます。

○ 議長 (大西克美 議員)

これで本日の日程は、全て終了をいたしました。

これもちまして、本日の会議を閉じ、平成 27 年度 7 月鈴鹿亀山地区広域連  
合議会臨時会を閉会といたします。

午前 10 時 55 分 閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

平成27年7月2日

鈴鹿亀山地区広域連合議会議長 大西 克美

副議長 中崎 孝彦

議員（3番） 平畑 武

議員（9番） 板倉 操